

予書ヲ提出(別紙)ニシテカ工務局ニハ絶対ニ承認ス
 以上何年ニシテ表ニ登載スルニ係ル一別紙ニシテ表
 時ヨリ此表ノ内容取回ルルニシテ之ニ代ルニシテ之
 之際亦ト云ルニ植田運用ノ解任ニ就テ林白男
 ノ責任上請成出カシテノ条件ヲ所シテ茲ニ於
 予等ニ對シテ巨額ノ金貸付一植田運用ニ本流